

令和6年度 校務運営規程

江田島市立三高小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第44条の規定に基づき、本校の校務運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童（生徒）の教育をつかさどる。また、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

第2章 企画委員会

(設置、目的)

第4条 校務を円滑かつ適正に運営するため、企画委員会を置く。

2 企画委員会は、校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第5条 企画委員会は、校長、教頭及び細則で定める者をもって構成する。

(協議事項)

第6条 企画委員会は、次の事項について協議する。

- 一 緊急を要する事項
- 二 学校ビジョン・教育目標に関する事項
- 三 職員会議で取り上げる事項
- 四 学校行事に関する事項
- 五 施設・設備に関する事項
- 六 学校徴収金等に関する事項
- 七 その他校長が必要と認める事項

第3章 職員会議

(設置、目的)

第7条 校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。

3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第8条 職員会議は、常勤の職員（必要に応じて非常勤を含む。）をもって構成する。

（運営）

第9条 職員会議で取り上げる事項については、企画委員会で協議し、校長が決定する。

2 職員会議で取り上げる事項に関する資料については、事前に教頭に提出する。

（司会、記録者）

第10条 職員会議に、司会及び記録者を置く。

2 司会は、会議の進行等を行う。

3 司会の任免は、校長が行う。

4 記録者は、第12条に規定する教務部の部員をもって、これに充てる。

5 記録者は、会議録に第11条に規定する事項を記載する。

（会議録）

第11条 会議録に、次の事項を記載する。

一 会議実施の年月日、時刻

二 会議で取り上げた事項及びその内容

三 連絡及び協議・確認事項

四 その他必要事項及び記録者名

2 会議録は、校長が確認し、教頭が保管する。

第4章 校務分掌・校務運営組織

（部の設置）

第12条 校務を円滑に運営するため、次の部を置く。

一 校務部（総務部，教務部，生活部）

二 学年部

三 研究部

2 各部に、部長及び部員を置く。

3 各部の校務分掌分担は、別に定める。

4 校務運営組織図は、別に定める。

（主任、主事）

第13条 校務を円滑に運営するため、教務主任、キャリア教育担当者、生徒指導主事、保健主事、学年主任、研究主任、教科主任、道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、体力づくり推進リーダー、及び食育推進リーダーを置く。

2 前項に規定する主任・主事の命免は、校長が行う。

3 第12条に規定する部のうち、次の部長は、省令主任等をもって充てる。

一 教務部長 教務主任

二 生活部長 保健主事

- 4 主任・主事は、校長の監督を受けて、当該部に係る教育計画・教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(学級担任、教科担任)

第14条 学級担任・教科担任の命免は、校長が行う。

第5章 委員会・会議

(設置)

第15条 校務を円滑に運営するため、次の委員会・会議を置く。

- 一 学校評議員
- 二 体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口
- 三 学校運営協議会委員会
- 四 不祥事防止委員会
- 五 特別支援教育委員会（校内委員会）（兼:特別支援学級教科書選定会議）
- 六 いじめ防止委員会
- 七 学校保健委員会（兼：衛生推進委員会）
- 八 教材選定会議
- 九 食物アレルギー対応委員会

- 2 校長は、必要に応じて、前項の委員会及び会議を招集することができる。

(設置要項等)

第16条 各委員会・会議の設置要項は、校長が別に定める。

第17条 各委員会等に係る事務処理は、校長の決裁により行う。

第6章 雑則

(実施細則)

第18条 この規程の実施に関して必要な細則は、校長が別に定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、必要に応じて、校長が行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

校務分掌 その1【全体】

職名	氏名	担当教科等	学級担任	校務分掌	教科外主任等
校長	加藤 幸恵				
教頭	小加本広記			総務部	
教諭	住本 真弓	国語 音楽	1年	生活	保小連携 生徒指導主事
	竹田 朱里	算数 生活	2年	生活	特別活動
	池田 雄基	総合 社会	3・4年	教務	研究主任 道徳教育推進
	松岡 久恵	図工 外国語	5・6年	教務	教務主任
	池田 雄也	理科	特支(知)	教務	特別支援教育 Co 視聴覚
	井口 範子	体育 家庭	特支(情)	生活	体育主任 5・6年体育 5年社会 5年外国語
養護教諭	伊藤恵美子			生活	保健主事 食育推進リーダー
非常勤講師	島本百合子				複式解消(15h) 音楽2～6年(5h) 5年理科(3h) 6年理科(3h) 5・6年家庭科(2h) 3・4年図工(2h)
非常勤講師	久保 悦子				日本語指導(8h)
非常勤講師	三王 千尋				複式解消(8h) 3年理科(3h) 3年社会(2h) 3・4年書写(1h) 5・6年書写(1h) 3年外国語活動(1h)
事務主幹	大谷 順平			総務部	

校務分掌 その2【校務部別】

部名	人数	主任等			担当者		職務内容
		主任名	職名	氏名	職名	氏名	
教務部	3	教務主任	教諭	松岡久恵	教諭	池田 雄基	研究主任・道徳
					教諭	池田 雄也	特支・ICT 情報
生活部	4	保健主事	養護教諭	伊藤恵美子	教諭	井口 範子	体育主任
					教諭	住本 真弓	生徒指導主事
					教諭	竹田 朱里	特別活動
総務部	2	—	教頭	小加本広記	事務主幹	大谷 順平	—

校務分掌 その3【委員会・会議別】

名称	構成員氏名（校内）				
学校運営協議会委員	川尻博文	大越真弓	濱井裕子		
体罰, セクシュアル・ハラスメント相談窓口	加藤幸恵	小加本広記	松岡久恵	伊藤恵美子	
学校（関係者）評価委員会	加藤幸恵	小加本広記	喜多村昭宏	川尻博文	大越真弓
	濱井裕子	PTA 会長	PTA 副会長	学校関係職員	
不祥事防止委員会	加藤幸恵	小加本広記	住本真弓	松岡久恵	伊藤恵美子
特別支援教育委員会（校内委員会） 特別支援学級教科書選定会議	加藤幸恵	小加本広記	松岡久恵	池田雄也	井口 範子
いじめ防止委員会	加藤幸恵	小加本広記	松岡久恵	池田雄也	伊藤恵美子
学校保健委員会 （兼：衛生推進委員会）	加藤幸恵	小加本広記	松岡久恵	伊藤恵美子	
教材選定会議	加藤幸恵	小加本広記	松岡久恵	池田雄基	
食物アレルギー対応委員会	加藤幸恵	小加本広記	松岡久恵	伊藤恵美子	

（注）管理職も記入する。

「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要項

(設置の目的)

第1条 児童に対する体罰並びに教職員及び児童（生徒）を対象としたセクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 担当者は、男性職員及び女性職員で構成することとし、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 担当者は、次の業務を遂行する。

- (1) 教職員及び児童から、暴力、体罰及びセクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
- (2) 相談を受けた者は、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- (3) 校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、江田島市教育委員会への報告等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該相談窓口の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

「学校（関係者）評価委員会」設置要項

（設置の目的）

第1条 学校評価の推進について調査・審議し、もって学校評価の充実を図るために「学校（関係者）評価委員会」を設置する。

（担当者の構成）

第2条 担当者は、校長が指名する。

（業務内容）

第3条 担当者は、次の業務を遂行する。

- （1）学校評価自己評価表の作成・実施・改善を行う。
- （2）学校関係者評価委員会の開催・運営を行う。
- （3）校長は、学校評価の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

「不祥事防止委員会」設置要項

(設置の目的)

第1条 教職員の規範意識の確立について調査・審議し、学校組織としての不祥事防止体制の確立を図るために「不祥事防止委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 担当者は、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 担当者は、次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止研修実施計画の策定・実施を行う。
- (2) 教職員の職務に係る悩み事などについて情報交換を行う。
- (3) 校長は、不祥事防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

「特別支援教育（校内）委員会（兼：特別支援学級教科書選定会議）」設置要項

（設置の目的）

第1条 特別な支援を要する児童の実態・支援の方策・評価・諸問題及び特別支援学級児童の教科書選定等を協議し、特別支援教育の推進を図るために「特別支援教育（校内）委員会（兼：特別支援学級教科書選定会議）」を設置する。

（担当者の構成）

第2条 担当者は、校長が指名する。

（業務内容）

第3条 担当者は、次の業務を遂行する。

- （1）特別な支援が必要な児童について実態,支援,評価を協議する。
- （2）特別支援学級児童の教科書・教材について選定協議する。
- （3）校長は、特別支援教育推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

「食物アレルギー対応委員会」設置要項

(設置の目的)

第1条 江田島市「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、対象となる児童及び対応方法を検討・決定するために「食物アレルギー対応委員会」を設置する。

(担当者の構成)

第2条 担当者は、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 担当者は、次の業務を遂行する。

- (1) 食物アレルギー対象児童の実態や対応策について協議する。
- (2) 食物アレルギー対象児童に対する対応策の決定・実施をする。
- (3) 校長は、食物アレルギー対応のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。